

使用者の責任につき法の適用に関する通則法 20 条を適用した事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 1 月 25 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ネ）第 1420 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 原判決変更・一部認容
【参 照 法 令】 法の適用に関する通則法 17 条・20 条
【掲 載 誌】 判タ 1507 号 74 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25595167

東北大学教授 井上泰人

事実の概要

中国人男性 X_1 は、配偶者である日本人女性 X_2 とともに日本に常居所を有しており、日本法人 Y_2 との間で雇用契約（準拠法は日本法）を締結した上で日本法人 Y_1 に出向してその東京本社で勤務していた。 X_1 は、 Y_1 の事業のためにマレーシアに出張し現地で視察先に赴くため、 Y_1 から現地法人役員に出向していた日本人 F の指示に基づき、 Y_1 の孫会社であるマレーシア法人 A の従業員で現地に常居所を有するマレーシア人 B が運転する自動車（以下「本件 B 車」という。）に同乗していたところ、B が過失により交通事故（以下「本件事故」という。）を惹起したため重傷を負い、 X_2 は、これにより精神的苦痛を被った。

そこで、① X_1 は、雇用契約の債務不履行（安全配慮義務違反）による責任として、② X らは、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）20 条により日本法が準拠法になると主張して、民法 715 条 1 項の使用者責任及び自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）3 条に基づく運行供用者責任として、それぞれ Y らに対して損害賠償を求める訴えを提起した。

原判決は、① Y らに安全配慮義務違反があったとは認められず、② 通則法 20 条の「当事者」は直接の加害者と被害者をいい、使用者ないし運行供用者と被害者の関係はこれに含まれず、使用者責任及び運行供用者責任に基づく請求の準拠法は通則法 17 条本文によりマレーシア法であるが、 X らが同法による主張立証をしていないとして、 X らの請求をいずれも棄却した。そこで、 X らは、

控訴した。

判決の要旨

原判決変更・一部認容（上告、上告受理申立て）。

1 「本件事故は、マレーシア国内において、B が運転する本件 B 車に、 X_1 が同乗中に発生した交通事故であり、加害行為の結果が発生した地はマレーシアであるから、不法行為の原則的連結点を定める通則法 17 条本文によれば、B と X_1 との間での不法行為の成立及び効力についての準拠法はマレーシア法となる。そして、使用者責任と運行供用者責任は、不法行為の特別規定であり、その性質は、一般に、使用者ないし運行供用者が、被用者ないし運転者に代位して不法行為責任を負うものと解されることからすれば、使用者責任及び運行供用者責任も通則法 17 条の不法行為に含まれるものとして、同条によりマレーシア法が準拠法となるのが原則であると解される。」

2 「もっとも、通則法 20 条は、同法 17 条から 19 条の規定にかかわらず、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らし、明らかに同法 17 条から 19 条の規定により適用すべき法の属する地より密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による旨規定するところ、同条の趣旨は、当事者双方が社会的基盤を有する常居所地が同一である場合等、個

別・具体的な事案によっては、不法行為が通則法 17 条から 19 条によって定める準拠法が属する地以外の地により密接な関係を有し、その地の法を適用することが適切な場合もあると考えられること、不法行為が当事者間の契約に基づく義務に違反して行われるような場合には、契約準拠法と不法行為の準拠法との矛盾抵触を回避するため不法行為についても契約の準拠法によることが適切な場合が多いと考えられること等から、個別・具体的な事案に応じた適切な準拠法を適用することを可能として、不法行為の連結政策の柔軟化を図った点にあると解される。」

3 「本件では、X らの常居所地と Y らの本店の所在地はいずれも日本であること、X₁の通常の労務提供地も日本（Y₁東京本社）であること、X₁と Y らの雇用契約の準拠法も日本法であること（……。雇用契約上の安全配慮義務違反によって生ずる債権の成立及び効力も日本法によって規律される。）などの事情がある。

そうすると、X₁と同人を雇用する Y らの社会基盤はともに日本にあり、雇用契約の準拠法も日本法で、通常の労務提供地も日本である状況において、労務提供の一部として短期間（1 週間）外国出張して、Y₁の孫会社の従業員が運転する乗用車（本件 B 車）に乗車中に事故に遭ったことについて、交通事故がたまたま出張先の外国で起こったからといって、当該外国法が準拠法となること（出張先国が異なれば、国毎に準拠法が異なることになる。）は、上記事情に照らし、必ずしも合理的とはいえず、準拠法に関する当事者の予測可能性を害することにもなる。

以上によれば、使用者責任及び運行供用者責任が問題となる本件事案では、加害行為の結果が発生したマレーシアよりも、日本の方が明らかにより密接に関係がある地であると認められるから、通則法 20 条により日本法が準拠法となるというべきである。このことは、Y らと雇用関係に立たない X₂についても、Y らと常居所地又は本店の所在地が日本である点では同じであり、その夫である X₁の受傷自体によって精神的苦痛を被ったと主張しているのであるから、適用される準拠法の統一の観点から、通則法 20 条により日本法を準拠法とすべきである。」

4 「確かに、通則法 20 条の『当事者』は、原則として不法行為における直接の加害者と被害者の関係をいうものと解され、例えば、被害者の損害賠償債権を譲り受けた者、保険代位によって同債権を取得した保険会社、不法行為債務を引受けた者等、不法行為発生後の事情・原因により債権者と債務者の関係になった者同士での同一の常居所地は、不法行為の最密接関係地との関係ではそれほど重要な意味を持たず、通則法 17 条の結果発生地よりも当該不法行為との関係性が密接とは必ずしもいえないから、そのような者は通則法 20 条の『当事者』には含まれないと解される。

しかしながら、使用者責任は、その事業の執行について被用者の不法行為が行われたことに基づき、運行供用者責任は、運行支配・運行利益のある乗用車を運行の用に供したことに基づき、それぞれ生ずる代位責任であり、直接の加害者による不法行為と同時にこれに関係する事情に基づいて独自に法的責任を負うものであるから、使用者責任又は運行供用者責任を負う者は、直接の加害者と評価することができ、上記保険会社等の場合と同様に論じることができない。したがって、使用者ないし運行供用者と被害者の関係は、通則法 20 条の『当事者』の關係に含まれ、使用者ないし運行供用者と被害者が、直接の加害行為発生時に同一の常居所地にあったことは、同条の考慮要素となると解される（なお、仮に、通則法 20 条の「当事者」が使用者ないし運行供用者以外の直接の加害者及び被害者のみをいうものと解しても、同条所定の事情は例示列举と解されるから、使用者ないし運行供用者と被害者の常居所地が同一であることは、本件の事案に照らして、通則法 20 条の「その他の事情」として考慮し得るものである。）。」

5 本件 B 車は、自賠法 3 条にいう日本国内で運行の用に供されている「自動車」に当たらないから、Y らは、運行供用者責任を負わない。B の過失による運転行為（その不法行為該当性がいずれの準拠法に基づくものかについて、本判決に明確な言及はない。）は、Y₁の事業の執行について行われたものであるから、Y₁は X らに対して使用者責任を負う（X らの各請求一部認容）が、Y₂の事業の執行について行われたとは認められない。Y₁は、本件事故の発生を具体的に予見し、対応

策を講ずるべきであったとはいえ、Y₂も、視察に具体的に関与していないから、いずれも雇用契約上の安全配慮義務違反を負わない。

判例の解説

一 本判決の位置付け

本判決は、不法行為を物理的に惹起していない者が負う責任（使用者責任及び運行供用者責任）について、通則法 20 条を適用することで、通則法 17 条が指定する準拠法とは異なる法を適用する判断を示した初の裁判例である。

通則法 17 条本文は、「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力」という単位法律関係の原則的な連結点を加害行為の結果発生地としている。これは、不法行為制度が正義・公平の観点から社会秩序維持のために設けられたものであり、その原因事実発生地（改正前の法例 11 条 1 項参照）の公益に関わるものである一方、不法行為が隔地的に行われることもあるため、被害者の損害の填補（被害者保護）を重視するという観点から、加害行為地ではなく、加害行為による直接の法益侵害の結果が現実には発生した地である結果発生地を連結点として採用したものである¹⁾。

そして、本件事故という不法行為の直接の結果（X₁の受傷）は、マレーシアで発生しているから、X らの B に対する不法行為に基づく債権の成立及び効力の準拠法は、マレーシア法となる（判決の要旨 1 前段）。

これに対して、通則法 20 条は、まさに判旨 2 が述べるとおり、連結政策の柔軟化を図ることによって個別・具体的事案に応じた適切な準拠法の適用を可能とするものである。同条が掲げる事情は、例示列举であるが、不法行為の準拠法は、原則として不法行為成立時（結果発生時）に確定されるべきであるから、考慮され得る事情は、基本的に結果発生時に存在した事情である²⁾。また、同条の立案担当者の解説によれば、同条にいう「当事者」は、問題となっている不法行為の当時におけるその直接の当事者（加害者及び被害者）を意味し、不法行為によって生じた債権の承継人は含まれないと説明されている³⁾。

判決の要旨 1 後段は、X らの Y らに対する損害賠償請求を使用者責任及び運行供用者責任と位置付け、判決の要旨 3 は、当事者の常居所地等の事

情を考慮した上で、これらの責任に関して物理的な加害者ではない Y らが通則法 20 条の「当事者」に該当するとして同条に基づき日本法を準拠法と指定した。

このように本判決は、通則法 20 条の解釈につき明確な判断を示した点で重要であるが、検討すべき問題もないではない。以下では、①法律関係の性質決定、②通則法 20 条の「当事者」の範囲、③民法 715 条 1 項と被用者の不法行為との関係について検討する。

二 法律関係の性質決定

判決の要旨 1 は、X らの請求に係る準拠法を指定するに当たり、X らの主張を受けて、代位責任である「使用者責任及び運行供用者責任も通則法 17 条の不法行為に含まれる」として法律関係の性質決定を行っている。

しかし、法律関係の性質決定は、法廷地国際私法独自の観点から、準拠法選択規則の趣旨、目的及び機能に適合するように行うべきであるとされており（法廷地国際私法説）、特定の実質法に基づいてされるべきものではない⁴⁾。そして、民法 715 条 1 項及び自賠法 3 条に基づく責任の法的性質は、日本法では代位責任と解されているが⁵⁾、不法行為を物理的に惹起した者と一定の関係にある者に法的責任を帰属させる法制の有無や内容、更にはそれが代位責任と解されているのかといった問題は、本来はいずれも準拠法が決定してからでないと明らかにならないはずである。すると、判決の要旨 1 及び 4 のように、X らが主張した日本法の用語ないし解釈を前提として法律問題を設定し、その上で法律関係の性質決定を行うことは適切とはいえない。むしろ、国際私法上は「不法行為とは、違法な行為によって他人に損害を与えた者をしてその損害を賠償せしめる制度であって、社会共同生活において生じた損害の公平な分配を目的とするものである。」⁶⁾とされるから、当該分配に当たり誰に責任を帰属させるのかという法律問題（これは、各法域により異なる。）も含むものと解される。そうすると、本件の判決の要旨 1 では、端的に「被告（Y ら）に対して本件事故の責任を帰属させることができるか」という法律問題を設定してこれを通則法 17 条の「不法行為の成立」に性質決定すれば足りたと思われる。

次に、自賠法 3 条に基づく運行供用者責任は、

道路運送車両法2条に規定する自動車（日本国外で運行される自動車を除く。自賠法10条）について締結が強制される責任保険等により担保されており、責任保険等の内容も自賠法により定められ、特定の場合には政府が損害を填補することとされている。そうすると、運行供用者責任は、準拠法である日本法の一部ではあるが、我が国の社会的・経済的政策に基づくものであって、他国との間で互換可能な対等な私人間の法律関係とはいえず、したがって通則法の適用には馴染まないのではないか⁷⁾。この点で、運行供用者責任を通則法17条の「不法行為」に性質決定してこれにつき準拠法を指定する判決の要旨1及び4は、疑問である。むしろ、仮にマレーシアが我が国の自賠法に類した制度を設けており、それが同国で発生した交通事故について責任を分担するのであれば、不法行為の準拠法がいずれの法になるにしても、本件事故の損害額算定に当たって当該分担額が控除される余地が生じたものと思われる。

三 通則法20条の「当事者」の範囲

判決の要旨4は、通則法20条の「当事者」が不法行為の直接の当事者（加害者及び被害者）であるという立案担当者の解説（原判決でも問題とされていた。）を踏まえて、Yらがこれに該当する旨の具体的な説明をしている。

しかし、訴訟当事者がある不法行為の加害者及び被害者であったか否かは、最終的には指定された準拠法を前提とする訴訟当事者の立証活動の結果によるのであって、それに先立つ準拠法選択の段階では、原告の請求及び主張に基づき仮定的に判断するほかない。そして、日本法でも使用者責任や土地工作物責任等、物理的に不法行為を惹起していない者も不法行為に基づく請求の当事者となり得るところ、このような事件においても通則法20条による最密接関係地法の指定を保障する必要があるとするならば、ここでいう直接性とは、不法行為発生後の事情・原因により債権者と債務者の関係になった者を排除する（判決の要旨4）以上の意味がないように思われ、そうであるならば、同条で考慮され得る事情が基本的に結果発生時に存在した事情に限られるとする説明でも足りたはずである。このように、同条の「当事者」が不法行為の直接の当事者を意味するという上記解説には、誤解を招きかねない部分があったように

思われる。

四 民法715条1項と被用者の不法行為との関係

XらとYらとの関係で通則法20条により適用される民法715条1項は、「被用者が……第三者に加えた損害」を対象としているが、これは、被用者（B）の行為が個別に不法行為の要件を備えていることを意味すると解されている⁸⁾。他方、判決の要旨1は、X₁とBの間の法律関係の準拠法を通則法17条本文によりマレーシア法としているから、本件では、民法715条1項の適用に当たり、その一要件であるBによる不法行為の成否を国際私法上の先決問題としてマレーシア法によらせるという選択肢も、考慮する余地があったはずである。

本判決は、民法715条1項の適用に当たりこの点の準拠法に言及していないが、先決問題に関連する言及もないから、明らかではないものの被用者（B）の行為について日本民法709条を適用した可能性が残る。この点については、日本法の解釈も踏まえつつ、今後の裁判例の動向を注視する必要がある。

●——注

- 1) 小出邦夫編著『逐条解説・法の適用に関する通則法（増補版）』（商事法務、2014年）192頁〔和波宏典〕。
- 2) 小出編・前掲注1）234頁〔和波宏典〕。
- 3) 小出編・前掲注1）235頁〔和波宏典〕。
- 4) 澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第8版〕』（有斐閣、2018年）20頁、竹下啓介『基礎・国際私法 三 醉人国際私法問答』（日本評論社、2023年）188頁など。
- 5) 潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』（信山社、2011年）9頁、大判昭8・4・18民集12巻807頁、最判昭39・2・11民集18巻2号315頁など。
- 6) 山田録一『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2004年）357頁。
- 7) 村上愛「判批」ジュリ1572号141頁は、運行供用者責任が民法の一般規定に対する特別規定であること（北河隆之ほか『逐条解説自動車損害賠償保障法〔第2版〕』（弘文堂、2017年）2頁など）から、地域的適用範囲の制限なく適用されるべきであるとする。しかし例えば、最低賃金法は、民法等の特別規定ではあるが、地域別最低賃金は、社会的・経済的政策に基づき厚生労働大臣等が都道府県ごとに定めるものであるから、日本が労務提供地にならない限り適用困難である。
- 8) 潮見・前掲注5）18頁、前掲注5）大判昭8・4・18など。